

令和3年（2021年）8月12日

第63回広島市都市計画審議会 議 事 録

事 務 局

都市整備局都市計画課

第63回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 令和3年（2021年）8月12日 13時30分～

2 開催場所 広島市役所 議会棟4階 全員協議会室

3 出席委員等

(1) 出席者

ア 学識経験者 佐名田敬荘 渡邊一成 田中貴宏 神田佑亮

イ 市議会議員 竹田康律 西田浩 平野太祐 母谷龍典 森嶋秀治 山路英男

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 企画部事業調整官 梅田俊夫

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課課長補佐 杉原義和

オ 市民委員 平岡誠治 井原美恵子

以上 14名

(2) 欠席者

学識経験者 小林文香 真鍋俊枝 酒井絹枝 重藤隆文

市議会議員 山内正晃

市民委員 天方淑枝

(3) 傍聴人

一般 6名

報道関係 0社

4 閉 会 14時45分

令和３年度 第６３回広島市都市計画審議会

日時：令和３年８月１２日（木）

場所：広島市役所議会棟４階全員協議会室

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

それでは、ただ今から、第６３回広島市都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただく都市計画担当部長の阿舎利でございます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の配布資料の御確認をお願いします。

事前に配布しました、「第６３回 広島市都市計画審議会」とタイトルをつけております議案等をつづったファイルのほかに、「会議次第」、「配席表」、「広島市都市計画審議会委員名簿」、それから、報告事項に関しまして、資料１として、「第３回都市マネジメント懇談会報告」、資料２として、「「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画２０１３」の一部見直しについて」を準備しています。

また、別冊として、「広島市都市計画審議会関係資料」を準備しています。次に、本審議会の委員の改選について、御報告させていただきます。

お手元の配布資料の「配席表」と「広島市都市計画審議会委員名簿」をご覧ください。

まず、市議会議員の委員７名の方につきましては、本年５月１日で任期満了となったことから、この度、改選手続を行い、御承認いただいております。

委員になられた方を５０音順で御紹介させていただきます。

新たに御就任いただきました、竹田康律様です。

○竹田委員

竹田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

新たに御就任いただきました、西田浩様です。

○西田委員

西田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

新たに御就任いただきました、平野太祐様です。

○平野委員

平野です。

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

新たに御就任いただきました、母谷龍典様です。

○母谷委員

母谷です。よろしくお願いいたします。

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

再度御就任いただきました、森島秀治様です。

○森島委員

森島です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

新たに御就任いただきました、山内正晃様です。

なお、本日は所用のため御欠席されております。

再度御就任いただきました、山路英男様です。

○山路委員

山路です。よろしくお願いいたします。

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

次に、国の人事異動に伴い、新たに御就任いただきました、中国地方整備局長の多田智様です。

本日は代理として、企画部事業調整官の梅田様に御出席いただいております。

○梅田委員

中国地方整備局長の代理で参りました梅田と申します。よろしくお願いします。

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

次に、広島県の人事異動に伴い、新たに御就任いただきました、広島県警察本部交通部長の増田昌昭様です。

本日は代理として、交通規制課課長補佐の杉原様に御出席いただいております。

○杉原委員

代理で参りました課長補佐の杉原と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

なお、真鍋様、酒井様、重藤様、天方様、小林様におかれましては、本日は所用のため、御欠席されております。

委員の改選の報告については、以上でございます。

続きまして、事務局の職員及び本日出席しております関係課の職員を御紹介させていただきます。

まずは事務局職員です。

都市整備局長の中村でございます。

○事務局（中村都市整備局長）

中村です。よろしくお願いします。

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

都市計画課長の黒瀬でございます。

○事務局（黒瀬都市計画課長）

黒瀬です。よろしくお願いいたします。

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

続いて、関係課の職員です。

都市デザイン担当課長の清水でございます。

○事務局（清水都市デザイン担当課長）

清水です。よろしくお願いします。

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

西風新都整備担当課長の向井でございます。

○事務局（向井西風新都整備担当課長）

向井です。よろしくお願いします。

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

なお、本日は新型コロナウイルス感染症予防対策として、途中、換気をさせていただきたいと思いますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、これより議事進行は渡邊会長にお願いしたいと思います。

渡邊会長よろしくお願いします。

○渡邊会長

本日は御多忙の中、委員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日御出席いただいております委員の方は、20名中14名です。定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立しております。

次に、本日の議事録の署名をお願いする委員を指名させていただきます。本日の署名は、神田委員と竹田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

それでは、本日の議案について御説明します。

先に開催通知でお知らせしておりますとおり、本日の議案は1件です。

「広島市景観計画の改定について」を第1号議案としており、これは景観計画の改定に当たり、景観法に基づき、本審議会でも意見を求めるものでございます。

このほか、報告事項といたしまして、「都市マネジメント懇談会」、「市街化調整区域における地区計画の運用基準の見直し」、「県下全域の逆線引きの取組」、

「「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013」の一部見直し」について、それぞれ御報告させていただきます。

それでは、渡邊会長よろしくお願いいたします。

○渡邊会長

それでは、審議に入りたいと思います。

第1号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局（清水都市デザイン担当課長）

都市デザイン担当課長の清水です。着席にて御説明いたします。

それでは、諮問案件、第1号議案のうち、「広島市景観計画の改定について」を御説明します。前方のスクリーンをご覧ください。

広島市では、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の南北軸線上の眺望景観の保全・形成の取組を進めています。この取組を進める上で、景観計画を改定する必要があることから、景観法第9条第2項及び同条第8項の規定に基づき、都市計画審議会の意見を求めるものです。

スライドの流れを御説明いたします。

まず、「1 景観計画とは」について御説明させていただいた後、「2 南北軸線上の眺望景観に関する取組の趣旨」、「3 広島市景観計画の主な改定内容」、「4 これまでの改定に向けた取組」、「5 公聴会及び案縦覧でいただいた御意見」という流れで御説明いたします。

まず、「1 景観計画とは」について御説明します。

景観計画とは、景観法第8条に基づき、良好な景観の形成に関する基本的な方針や建築物の外壁の色彩の制限といった行為の制限などを盛り込んだ計画です。

広島市では、平成26年7月に景観計画を策定し、平成27年1月から運用を開始しています。

次に、「2 南北軸線上の眺望景観に関する取組の趣旨」について御説明します。

まず、こちらは平和記念公園を上空から撮影した写真です。画面下から平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑、原爆ドームが東西に走る平和大通りに直交するように南北方向に配置されています。

そして、こちらが平和記念資料館本館下に立って、原爆死没者慰霊碑越しに、原爆

ドームを望む南北軸線上の眺望景観の現況写真です。この南北軸線上の眺望景観は、平和都市広島を象徴する景観として、特に重要な役割を担っており、次世代に引き継ぐべき大切な存在です。このため、広島市では、平成30年12月に景観審議会からの答申を受け、平成31年1月に策定した「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方」の中で、南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を設定しました。

こちらが南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿です。

原爆ドームの背景となるエリアで、建築物などの高さを抑えることや、平和記念公園内の植栽を工夫することで、原爆ドームの背景に建築物などが何も見えない姿の実現に取り組みます。

次に、目指すべき姿を実現するための高さ制限について御説明します。

①の左右のオレンジ色の縦線で囲まれた範囲は、原爆ドーム本体部分の背景となる部分です。また、②の緑色の横線より下の範囲は、植栽による遮蔽効果が見込める部分です。この写真の範囲において、建築物などが①と②の横線を超えて見えないよう、法的位置付けのある高さ制限を導入します。

こちらは、目指すべき姿で示した高さを制限する範囲を平面図で表したものです。平和記念資料館本館下を視点場とし、それぞれ高さを制限する範囲を設定しました。①の原爆ドームの背景となるオレンジ色部分の範囲は視点場から5.2キロメートルまでとしています。②の植栽による遮蔽効果が見込める緑色の範囲は、東側で視点場から4.5キロメートルまで、西側で視点場から4キロメートルまでとしています。この奥行きは高さ200メートルの建築物が建築されると、高さの最高限度を超えて原爆ドームの背景に見えてくる範囲を基に設定しています。

次に、原爆ドームの背景となる阿武山について御説明します。

阿武山は安佐南区八木町、安佐北区安佐町筒瀬にまたがる山です。南北軸線上の眺望景観において、原爆ドームの背景となる阿武山は、視点場から約12キロメートルの距離にあり、高さを制限する範囲には含まれませんが、その山頂付近が平和記念資料館本館下の視点場から見えてきます。このため、原爆ドームの背景に見えてくる建

建築物などは建設しないよう制限します。

こちらは対象物ごとに規制手法を整理したものです。

建築物は景観法に基づく景観計画と、規制の実効性を高めるために、都市計画法に基づく高度地区によることとします。工作物は景観法に基づく景観計画によることとします。屋外広告物は屋外広告物法に基づく屋外広告物条例によることとします。このうち景観計画は現行の計画を改定することになります。

それでは、「3 広島市景観計画の主な改定内容」について御説明します。

今回の改定のポイントは方針の追加、新たな基準の追加、届出対象の追加の3点です。

①方針の追加は、先ほど南北軸線上の眺望景観に関する取組の趣旨で御説明した内容を、原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の保全・形成についての方針として追加するものです。

②新たな基準の追加は、高さの最高限度の基準と良好な景観の形成のための基準を現行基準に追加するものです。

③届出対象の追加は、市域の一部の地区で景観法に基づく届出の対象を追加するものです。

まず、広島市景観計画の改定後の構成について御説明します。

お手元のファイル、議案説明書の方にあります、資料別紙1、「広島市景観計画の主な改定内容」と併せてご覧ください。

ビジョン編の方には変更はございません。

推進編の第6章に新章として、「原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の保全・形成」を追加します。

第6章の1から4は先ほど御説明した改定のポイント「①方針の追加」となります。

第6章の5、高さの最高限度の基準等は「②新たな基準の追加」になります。それぞれの内容については、後ほど詳しく御説明いたします。

第7章2について、現行の景観計画区域のうち、高さを制限する範囲や原爆ドーム

の背景となる阿武山と、それぞれ重複する地区について、高さの最高限度の基準、良好な景観の形成のための基準を追加します。

また、広島城・中央公園地区、リバーフロント・シーフロント地区、一般区域の三つの地区について、「届出対象行為」の規模を変更します。こちらは、改定のポイント「③届出対象の追加」となります。

また、第10章2「(7) 平和記念公園」について、整備方針や整備に関する配慮事項として、南北軸線上の眺望景観の見通しを阻害するような建築物等を建設しないことや、植栽により背後の建築物を遮蔽することなどを追加します。

それでは、新たな基準の追加について、具体的に御説明します。

現行の景観計画では、形態意匠の基準のみを定めていますが、高さを制限する範囲では、高さの最高限度の基準と良好な景観の形成のための基準を、原爆ドームの背景となる阿武山では、良好な景観の形成のための基準を追加します。

次に、高さの最高限度の基準について詳しく御説明します。

景観計画では、高さを制限する範囲を原爆ドーム北側眺望景観保全エリアと定め、原爆ドーム本体部分の背景となるオレンジ色の範囲を第1エリア、植栽による遮蔽効果が見込める緑色の範囲を第2エリアとしています。エリアに含まれる住所は表の対象エリアのとおり、中区、東区、西区、安佐南区のそれぞれ一部となります。

各地点での高さの最高限度の基準 H は表の計算式により求めます。最初の係数は勾配で、 L は視点場からの距離となります。4.812については、視点の高さとなっております。

こちらは、高さの最高限度の基準を縦断図として示したものです。

①は第1エリアの高さの基準線、②は第2エリアの高さの基準線とし、それぞれ建築物などを建設できる高さの最高限度は計算式により求めた H_1 、 H_2 とします。視点の高さは、視点場の地盤面の標高3.312メートルに視点の高さ1.5メートルを考慮して、4.812メートルとなります。視点場からの水平距離 L は、座標により計算で求めます。先ほどの計算式によって、各地点での高さの最高限度を求めると、

表のような値となります。視点場からの距離に応じた斜線状に制限するため、視点場からの距離が遠くなるほど、緩やかな制限となります。表においては、左一番上が1キロメートル、一番下が5.2キロメートルの例示をしております。

高さの最高限度の基準は、標高で定めているため、実際に建設できる建築物などの高さは、この基準から地盤面の標高を差し引いた値となります。

次に、良好な景観の形成のための基準について御説明します。

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山では、建築物や工作物に附帯するレーザー光線やサーチライトなど、光の量が多く、上空に向かって照射するものなどは、目指すべき姿に影響を及ぼすおそれがあることから、このような照明装置を制限します。ただし、建築物や屋外広告物を照らす目的で設置される照明装置で、上空に漏れる光の量が少ないものは設置できることとします。

阿武山では、そのほかに原爆ドームの背景に見えてくる建築物や工作物の建設を制限します。ただし、山の裏側に建設されるものや、樹木などで遮られて見えないものは建設できることとします。

次に、届出対象の追加について御説明します。

景観計画区域内で建築物等の建築など、一定規模以上の届出対象行為を行う場合は、景観法第16条に基づく届出が必要になります。高さを制限する範囲である原爆ドーム北側眺望景観保全エリアと、原爆ドームの背景となる阿武山について、届出対象を追加します。

原爆ドーム北側眺望景観保全エリアと重複する重点地区及び一般区域のうち、広島城・中央公園地区、リバーフロント・シーフロント地区、一般区域の3地区では、現行の届出対象にならない規模でも、高さの基準線を超えて、原爆ドームの背景に見えてくる可能性があるため、工作物の下端の標高が高さの基準線13メートルを超えるものを届出対象として追加しています。

また、原爆ドームの背景となる阿武山では、建築物を建築する地盤面や工作物の下端の標高が430メートルを超えるものを届出対象として追加します。

それでは、「４ これまでの景観計画の改定に向けた取組」を御説明します。

令和３年１月の前回の都市計画審議会に御報告して以降、まず、令和３年３月、景観計画の改定等について、景観審議会への諮問を行いました。同年５月、本市の案について、市民の意見を伺うため、公聴会を開催しました。同年６月、改定案の縦覧及び市民意見の募集を行いました。

「５ 公聴会及び案縦覧でいただいた御意見」について、市民の方から頂戴した御意見を御説明します。

令和３年４月１日から１６日まで、素案の閲覧を行った結果、１名から公述申出がありました。この公述申出に対し、令和３年５月１０日に公聴会を開催いたしました。公聴会での御意見の要旨としては、平和への思いを具現化するために規制するのであれば賛成である。南北軸線について、平和の軸線という名称を市が決定、周知し、平和への思いを伝えてほしいというものです。なお、高度地区においても同日に公聴会を開催し、同様の御意見をいただいております。

次に、令和３年６月７日から令和３年６月２１日まで案縦覧を行った結果、広島市景観計画改定案について、意見書の提出が１件ありました。要旨としては、南北軸について、（仮）平和の軸線と命名し、広島市の平和への思いを伝えるため、この取組により景観を図ることには賛成であるというものです。

なお、高度地区についても同期間で案縦覧を行い、同様の御意見がありました。

また、高度地区に関するほか１件の意見として、当該高さ制限は景観のみの観点からではなく、思想・哲学的要素が含まれており、理念を地権者等に丁寧に説明する必要があるのではないかという趣旨の御意見がありました。

最後に、景観計画の改定における今後の予定を御説明します。

公聴会、意見書及び本日都市計画審議会でもいただいた御意見を１０月に開催する景観計画審議会に御報告し、改定案の審議及び答申をいただく予定です。なお、高度地区の決定に関しては、景観計画の改定手続を進めた後、都市計画審議会に付議する予定です。

広島市景観計画の改定についての御説明は以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○渡邊会長

それでは、ただ今説明がありました第1号議案につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○森島委員

高さ制限等の視点場から1.5メートルというふうにありますけれども、これは私聞き逃したのかもしれませんが、どういう基準で決められたんですか。

○渡邊会長

事務局どうぞ。

○事務局（清水都市デザイン担当課長）

1.5メートルの部分のお話だと思うんですが、日本人の平均身長とか、そういったことを加味しますと、目線の高さが大体1.5メートルが標準であると。他都市の例でも1.5メートルを採用しているケースが多いということと、イメージパースとかを描くときのアイレベルの高さ、そういったものも1.5メートルという数字はよく使われております。そういったこともありまして、1.5メートルというものと、こちらの地盤面の3メートル少しを足して、4.812という数字を視点の高さということにしております。

○渡邊会長

どうぞ。

○森島委員

今ので分かりました。分かりますが、日本人の平均身長が1.5メートルというのは無理があると思いますね。あれは小学生ぐらいのレベルでしょうから。それはそうとしましても、やっぱり4キロメートル先、5キロメートル先までを制限をするというふうにも書いてありますけれども。それは、なかなか地権者の納得を得るためにはしっかりと説明をしていかないと、というふうに思います。簡単にそれを決めるとい

うのは難しいんじゃないでしょうか。私もそういうふうに思います。そんなことですね。一番言いたかったのは1.5メートルだったんですが、そこにも事情があるということならば、分かりました。

○事務局（清水都市デザイン担当課長）

ありがとうございます。

○渡邊会長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

お願いします。

○山路委員

木は成長していくじゃないですか。あれは成長していった木なんですか。

○渡邊会長

事務局どうぞ。

○事務局（清水都市デザイン担当課長）

今、スクリーンに出しておりますのが、2004年頃の同じような視点場付近から見た写真になります。これに対して、2年ぐらい前に撮影しました目指すべき姿をベースとしたシミュレーション写真、出してもらっていいですか。こちらが目指すべき姿、こちらが近年の写真になります。若干木が成長したような形でシミュレーション後の目指すべき姿を出しております。これによって、基町高層住宅等は見えなくなりますが、商工会議所やPLという建物は見えてくると。この木の成長というお話なんですけども、2004年からも割と成長しておりますが、平和記念公園内が全て同じ植樹環境だということを想定した場合、大体15メートル程度までは既に成長している実績のある木があると。そういったものをベースに考えまして、移植であったりとか、樹勢回復、木の樹勢回復ですね、そういったもの、枝剪定等をする、目指すべき姿ということは現実的には可能であるということを公園管理の担当から伺っております。

○渡邊会長

どうぞ。

○山路委員

目指す姿いいんですけど、要は木が成長したときに、切るのか切らないのか。だから木がどんどんどん高くなったら、別にそこまで規制かけなくても、木で見えなくなるわけですから。そこを確認したい。

○事務局（清水都市デザイン担当課長）

背後のある程度までは伸びるんですが、先ほど申しましたように15メートルより伸びるかと言われると、そこまでの保証はないということと、特に、今現在見えている木の多くは、原爆ドームより手前の木になっております。背後の木をもっとたくさん隠そうとすると、背後の建物を隠そうとすると、単純に建物、樹木だけでこの姿を実現しようとする、原爆ドームの背後に大きな木を植える必要があると。そうなる、植える場所がそもそもないということもございまして、現実的ではないということで、原爆ドームより主に手前の木で、先ほどの植樹環境を形成したいというふうを考えております。

○渡邊会長

どうぞ。

○山路委員

僕が理解がないかもしれないですけど、要はその木は伸びないんですか。15メートル以上。

○事務局（清水都市デザイン担当課長）

基本、エノキとか、そういった広葉樹が多くございます。針葉樹で高い木もございますが、広葉樹ですと、やはり木が横に広がる方が大きくて、縦に伸びるというものが少ないので、大体15メートルぐらいなら、公園で締め固められた土の環境の中でも育つ実績は既に公園内にあるという、その前提で植栽計画を組んでおります。

○渡邊会長

どうぞ。

○山路委員

その目指す姿っていうのはいつぐらいにできるんですか。

○渡邊会長

どうぞ。

○事務局（清水都市デザイン担当課長）

これはですね、必ずいつを目指しますというのではなく、もちろん、建替えであったりとか、商工会議所さんも今後撤去を予定されておりますが、ああいったものプラス木がどれだけ成長するか、どれぐらいの速度で成長するかということがございます。自然物ですので、担当の方にも聞いたんですが、いつまでに達成できるというところや目安っていうのは非常に難しい、土の状況にもよる、木の種類にもよる、あと木の樹齢にもよるということで、ばらばらな生育をするということですので、必ず10年先を目指します、20年先を目指すということは保証できないというふうに伺っております。

○渡邊会長

ほかはいかがでしょうか。

○井原委員

素朴な質問なんですけども、この前池上さんが長崎には原爆の残骸物がないって、その代わり広島には、原爆ドームがあるということで、その比較をされてたんですけど、もう一つ気になってたのが、原爆とかそういうものに対して、世間の認識がだんだん低迷してるっていう話をされてたんですね。そうすると、これだけ景観でランニングコストかけて、すごく頑張ってるんですけども、これに対しての認識とか、アピールとか、何とかっていう連動はしてるんでしょうかね。きれいになったかなっていう分で、多分100年を目指されてるのかなとも思ったんですけども、要は、市民からの認識もだんだんだんだん下がってるんですね。私も含めてなんですけれども、そういう意味で、お金をかけて守っていく、すごい意欲のある仕事なんですけど、

それを市民とか海外とか、そういうふうなのに、もっともっとアピールされるという
ようなところのお気持ちというか、行動というか、何かあれば聞かせていただきたい
なと思ってます。

○渡邊会長

どうぞ。

○事務局（清水都市デザイン担当課長）

我々のこの南北軸の景観に取り組んでいるきっかけがまさにそういうところでして、
今のままだと、今の技術ですと、高い建物はいくらでも建つということで、事前に制
限をかけとかなないと、今よりひどい状況になるのではないかとということを心配してお
ります。そういったこともございまして、取り組んでいますので、あと、平成25年
にオバマ大統領が来日されて、一気に観光客、外国人観光客とかも増えました。今は、
コロナでこういう状況ではございますが、将来的にこれが解消しまして、また海外か
ら人が集まって、全世界にこういった映像、写真等が配信されるようになったときに、
後ろの背景が原爆ドームをより大切にしたような背景を目指す、目指していくことが、
今我々ができることなのかなと思っております。そういった原爆ドームのよりよい状
態で後世につなげていく、そういったことが先ほど井原委員がおっしゃいましたよう
な、引き継いでいくということになるのではないかと考えております。

○井原委員

ありがとうございます。

○渡邊会長

ほかはいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

それでは、御意見のあった内容につきましては、今後の景観行政等の推進の中で御
検討いただくものもありますが、都市計画審議会の答申としては、第1号議案につい
ては、原案のとおりとすることを適当と認めると、市長へ答申することにしてよろし
いでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○渡邊会長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、第1号については原案どおりとすることを適当と認めると市長へ答申することにいたします。

以上で本日の審議事項につきましては終わりました。

続きまして、事務局から報告事項がありますが、ここで1分程度、換気をさせていただきます。

では、事務局お願いします。

(換気)

○事務局（阿舎利都市計画担当部長）

換気が終わりましたので、渡邊会長、引き続き、よろしくお願いいたします。

○渡邊会長

それでは再開させていただきます。

報告事項に関しましては、特段の質問がある場合のみお受けすることとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（黒瀬都市計画課長）

では、本日報告事項4件ございますけども、一つずつ順次御説明させていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

まず、報告事項（1）といたしまして、第3回都市マネジメント懇談会について御報告いたします。

この懇談会は本市の都市計画行政について、数十年先を見据えた長期的な視点から、有識者に自由闊達な議論を行っていただき、専門的で幅広い意見を聴取することを目的に開催しており、テーマは集約型都市構造への転換に向けた広島市の都市づくりはいかにあるべきかと設定しております。

第1回は令和2年2月10日に都心部の在り方について、第2回は令和2年9月4

日に拠点地区の在り方について議論をしていただきました。

第3回都市マネジメント懇談会は、本年1月25日に開催し、都心と拠点地区を結ぶ交通ネットワークの在り方について議論していただきました。話題提供としまして、呉工業高等専門学校環境都市工学分野教授の神田委員と名古屋大学大学院環境学研究科教授の加藤委員に講演をしていただき、それらを基に闊達な意見交換をしていただきました。議論の内容について順に説明させていただきます。

初めに、話題提供として、神田委員より、「拠点と交通サービスと～これからの30年を牽引できる都市へ～」と題して、講演をしていただきました。

まず、1の「交通事情」について、人口減少、外出率の低下、コロナの影響により移動が減少し、交通サービスの維持が難しくなり、何も対策をしないと拠点性も低下していくと説明がございました。

次に、2の「交通拠点」について、単に交通拠点としてだけではなく、いろいろな人が集まる機能を持たせることが大切であると説明がありました。

そして、3の「M a a S」について、M a a S等を活用し、自家用車以外のあらゆる交通手段を一括で予約、精算等が行えるシームレスな移動の実現が必要であると説明がございました。

最後に、4の「持続可能な都市」について、交通サービスの向上、交通拠点の都市機能強化、M a a S等により、交通移動に付加価値を持たせ、交通移動の回数を増加させ、交通需要を回復させることで、持続可能な都市の実現につながるのではないかと説明がございました。

次に、話題提供として、加藤委員より、「「引き締まった都市空間」を支える「メリハリある交通システム」づくり」と題して講演していただきました。

まず、1の「地域公共交通網形成」について、お出かけ環境の調整・組織化が必要であり、自治体の主体的役割が重要であるとの御説明がありました。

次に、2の「旅客交通事業の減少」について、コロナが終息しても、従前のような利用者が見込めず、付加価値の高い交通しか残れないとの説明がございました。この

ため、3の「公共交通で「おでかけ」したくなるために」、乗って楽しい、降りても楽しいとなるような、お出かけを提供することは必要であるとの説明がございました。

そして、4の「メリハリと結節」について、公共交通でお出かけしたくなるためには、交通の結節点を整理し、ダイヤや運賃、案内のシームレス化が必要であるとの説明がございました。

最後に、5の「地域が主体」について、みんなで一生懸命づくり、守り育てることが重要であるとの御説明がございました。

最後に、主に次の5項目について意見交換があり、意見のまとめがございました。

1の「M a a Sのあり方」については、異なる公共交通が連携し、一括精算・予約ができるなど、魅力的なサービスとして活用する必要がある。

2の「交通による環境負荷」については、人と物の動き、車と公共交通などの環境影響の違いや、価値のある必要不可欠な交通も考慮し、交通と環境の関係を考えていくことが必要である。

3の「バス事業の独禁法の特例」については、地域公共交通活性化再生法を活用した独禁法の特例を契機に、お出かけ環境といったサービスを支える移動手段に選択肢を持たせることが必要である。

4の「交通量と付加価値の関係」については、ライフスタイルの提供や交流、生活を支える交通ネットワークの観点からも、サービスの議論が必要である。

5の自動車交通と公共交通の連携については、行政や民間事業者同士がコーディネートするほか、市民が参画するなど、多様な在り方が必要であると整理していただきました。

なお、第4回の懇談会は、7月28日に開催し、郊外住宅拠点や点在集落の在り方について議論していただいております。結果につきましては、次回の都市計画審議会で報告させていただきます。

以上で、第3回都市マネジメント懇談会の報告を終わります。

○渡邊会長

報告事項（１）につきまして、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

山路委員どうぞ。

○山路委員

知識不足で申し訳ない。独禁法の特例というのは、どういうことがあるんですか。

○渡邊会長

どうぞ。

○事務局（黒瀬都市計画課長）

広島のように民間事業者が複数で交通事業を営まれている場合に、路線を調整したりとか、あるいは集約して、どこかの企業に任せたりとか、そういった行為を行うことが独占禁止に当たるということでした。ただ、昨今の事情を踏まえまして、公共交通もなかなか厳しいような状況になってるのと、あるいは効率化を図って、存続をかけていこうといったような観点から、独占禁止の方を緩和をしまして、そういった調整ができるようになったということで、ただ今、本市では道路交通部局の方で、北部方面などを中心にして、そういった調整を今現在行っているというところでございます。

○渡邊会長

どうぞ。

○西田委員

今のに関連して、あるバス会社がこの路線を通ってるから、ほかのバス会社はそこを通ってはいけないっていうのは、独禁法に違反をするんですか。

○渡邊会長

どうぞ。

○事務局（黒瀬都市計画課長）

民間事業でございますから、自由市場の中でやられておりますので、ある企業がそこを通ってるから、ほかの企業を排除するということとはできない。そういうことをしますと、独禁法に当たってしまうということにはなります。そういうことをしますと、

現在の紙屋町・八丁堀の方に、全ての路線を集中して、効率が悪い事業になっていくというようなことになりますので、そういったことが緩和されていくということでございます。

○西田委員

ということは、今、北部に新しい路線を考えたりとかいう中で、あるバス会社が走ってて、ほかから乗り入れるのに、そこを通らないと目的地に行けないというときに、うちが今通ってるところをよそが入ってくるのはまかりならんというようなことが起こってるやに聞くんですが、そういうところはこの独禁法に違反するから、よそが入ってくるのを認めなさいということは可能なんでしょうか。

○渡邊会長

事務局どうぞ。

○事務局（黒瀬都市計画課長）

自分があるからほかのものを入れないようにというのはできないというふうに思います。その代わり、例えば、中継拠点を設けまして、その基幹となるところはお互い共同して、そういった路線を運営して、その中継拠点から先は、それぞれのバス会社がまた従前のおり運営していくとか、そういった形態を図っていくことは可能になってくるというものでございます。

○西田委員

分かりました。すみません、ありがとうございました。

○渡邊会長

ほか、どうぞ。

○井原委員

P A S P YとQRコードのことで、広島電鉄さんがもうP A S P Yやめて、QRにするっておっしゃったんですね。広電さん、一番大きいらしいんですけど、シェアとかが。QRコードされる人もいるんですけど、大方の人は戸惑う人が多いんじゃないのかなというときに、独禁上はどうだということで、市とかは、もちろん広電さんは

広電さんで頑張ってるっていうので終わりなんじゃないかな。多分新聞読まれて、気になられた方が多いんじゃないかなと思って、近所で聞いても、面倒くさいよね、バスセンターまではPASPYで、ここからはQRコードで、でもPASPY 1割引きだよねっていうような話が盛り上がったんですけどね。その辺りも教えていただけるとありがたいです。

○渡邊会長

事務局どうぞ。

○事務局（黒瀬都市計画課長）

私まだQRコード使ったことがなくて、あんまり詳しくはないんですが、PASPY導入のときにICOCAもございまして、その辺との兼ね合いをどうするかということで、広島は、ICOCAとPASPYが別立てのような感じになってしまいました。そういったところにつきましては、JRはJRの方で、自分たちの使いやすいようなものにしていきたい。それから、広電の方は割引制度を設けたりとか、あるいは、バスの連携とか、そういったものを狙っておられて、お互いに合致するところがなかったので、こういった形になってしまいましたけども、これから先のことを広電さんが考えておられるときに、今までどおりPASPYに全てを頼っていたのでは、なかなかうまく具合にいかないという御判断があったんだろうというふうに察しますけども、まだ始まったばかりなので、使い勝手のいいものにはなってないかもしれないけども、そういったものも公共交通を担当する部署で行政としても調整の仲立をしながら、対応をしているところでございます。

○井原委員

よその広交さんとか広バスさんなんかも、QRの方に行く可能性が強いということですか。

○渡邊会長

どうぞ。

○事務局（黒瀬都市計画課長）

私の方には、まだ広電さんの話しか耳に入っておりませんが、内々ではどうなるか。

○井原委員

すみません。ちょっとだけ気になったので、すみません。ありがとうございました。

○渡邊会長

ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（２）の説明をお願いします。

○事務局（黒瀬都市計画課長）

それでは、報告事項の「（２）「市街化調整区域における地区計画の運用基準」の再施行について」、報告させていただきます。

市街化調整区域における地区計画の運用基準とは、市街化調整区域の良好な環境の維持・形成に寄与することを目的とし、地区計画制度の運用及び地区計画の素案の作成に関し、必要な事項を定めたものです。

策定経緯を御説明します。

昭和４３年、現在の都市計画法が公布され、本市では、昭和４６年に市街化区域と市街化調整区域の区域区分を決定して以降、市街化調整区域の大規模開発については、都市計画法に基づく許可制度によって、計画的な市街化を図ってきました。

平成１８年、都市計画法の改正により、大規模開発の許可基準が廃止されたことや、既存集落地での人口減少等による地域コミュニティ維持の課題に対応する必要がありました。こうした課題に対し、市街化調整区域であっても地区計画を策定し、この地区計画と整合した開発は許可可能とされたことから、市街化調整区域の良好な環境の維持・形成に寄与するため、平成２４年５月に市街化調整区域における地区計画の運用基準を策定したところです。

運用基準は対象地区を分類し、各地区の狙いに応じた要件を設定して、これまで運用してきました。

対象地区は、Ａ、Ｂに大別され、Ａは、上位計画に位置付けがある開発等によるも

のや、既存の市街化区域に隣接したもので、市街地が概成されると、市街化区域編入することを想定しています。Bは、既存集落コミュニティが良好な住環境の維持を目的としたもので、市街化調整区域のままとすることを想定しています。

各対象地区の狙いについて、御説明します。

計画開発型は、既に事業に着手している地区の円滑な市街地形成を図る一般計画開発型、西風新都推進計画に位置付けられている計画開発地区の整備促進を図る西風新都計画開発型のような大規模な造成団地に対応したものがあります。また、同推進計画に位置付けられている計画誘導地区について、地域のまちづくり計画に基づいて、計画的な市街化誘導を図る西風新都計画誘導型まちづくりタイプと市街化区域隣接型に準じた適用となる一般タイプに分けております。

この市街化区域隣接型は既に基盤整備が進められている区域に限って、小規模な市街化を認めるものであり、これに伴い、不良な街区が形成されないよう、良好な市街地形成を図るものです。

既存集落型、既存住宅団地型は、コミュニティ維持や良好な居住環境の保全形成を狙いとしています。

これまでの運用基準によって策定された地区計画は、全部で10地区になります。既存集落型による後山地区、市街化区域に隣接して、港湾埋立てが進められた広島港五日市地区があり、そのほかの8地区は西風新都になります。

西風新都内の8地区の内訳は、西風新都計画開発型が奥畑地区の1地区、西風新都計画誘導型まちづくりタイプが五日市・石内線沿いの石内上中、石内下沖、石内下中に加え、伴中央平木、大塚下観音山の計5地区、計画誘導型一般タイプを含む、市街化区域隣接型が伴割岩、大塚西三丁目4番ほか地区の2地区となっております。

当初策定した運用基準は、本市の基本計画やその他の上位計画の見直しが行われることを想定して、本年3月までの有効期間としておりました。既に有効期間は経過しているものの、現状といたしましては、地域コミュニティの維持など、運用基準策定時の課題への対応が引き続き必要であることや、運用基準を前提とした住民主体のま

ちづくりなどが進められていることから、こういった現状を踏まえまして、引き続き、こうしたまちづくり等を支援すべきと考え、運用基準を再施行することといたします。

再施行することに当たっては、人口減少等の社会情勢等の対応や本市の上位計画の改定内容の反映を図るとともに、対象地区ごとの検証、要否の整理を行いました。これらの検討事項を踏まえた再施行案の考え方について御説明いたします。

本市の都市計画マスタープランや立地適正化計画を踏まえ、集約型都市構造への転換を図るため、市街化区域の拡大を必要最小限にとどめることを基本的な考えといたします。

ただし、当運用基準策定以前に組合設立認可を受けた土地区画整理事業や西風新都における推進計画に基づいた開発計画、住民主体のまちづくりの活動は継続中であることから、期限を定めて、現に許可済みのものなど、真にやむを得ないものに限り適用することといたします。

また、このほかに規定の変更内容として、安全・安心のまちづくりを進めるため、災害の恐れのある土地、土砂災害警戒区域いわゆるイエローゾーンについても、この区域に含めないことといたします。

さらに、将来の産業動向なども踏まえ、適切な用途を誘導するとともに、市街化区域編入を想定する地区計画においても、合理的な理由がある場合には、市街化調整区域のままとすることも否定しないことといたします。

最後に、再施行案の有効期間につきまして、都市計画マスタープランや広島市基本計画、西風新都推進計画といった上位計画の目標年次が令和12年度末となっていることから、これに合わせた有効期間とします。

また、そのほかに、令和7年度までに中間的に評価・検証を行うこととし、社会情勢などに柔軟かつ適切に対応したいと考えております。

以上で御報告を終わります。

○渡邊会長

ただ今の報告事項（2）につきまして、御質問のある方いらっしゃいますでしょうか

か。

森島委員どうぞ。

○森島委員

すみません、大変スケールの小さい話で申し訳ないんですけども、教えてください。うちの町内会で話があったんですけども。調整区域というのは、所有者の家族が家を建てるならば建てられるということがありますよね。ですが、全く関係のない方が、そこに家を建てられるということがありまして、いろいろ話が問題になったんですけども、しかも、その場所がイエローゾーンなんですね。それって何かほかにも基準があるんですか。そういうものが建てられるというような。それ以外に。

○渡邊会長

事務局どうぞ。

○事務局（黒瀬都市計画課長）

市街化調整区域につきましては、原則としては、建築物は禁止という中で、例外的に認められるものがございます。大ざっぱに言いますと、その市街化を促進することの恐れがないようなものについては認められるということで、先ほど委員からございました、いわゆる家族の分家住宅で市街化調整区域以外に土地がないとか、いわゆる農業関係のものとか、そういったものに限定的に認められております。その中に、安全的な基準といたしましては、市街化区域・市街化調整区域に関わらず、安全基準は適用されまして、いわゆるレッドゾーンにつきましては、基本的には駄目と。開発、建築は駄目という中で、特別に土砂災害の衝撃に耐えられる構造にすればオーケーとか、例外が二、三ございます。それから、イエローゾーンにつきましては、これは、立地の禁止とかいう制限をかけるという趣旨というよりも、避難体制を十分に整えるべき区域というようなニュアンスで御理解いただけたら分かりやすいかと思えますけれども、イエローだから駄目というようなことは基本的にはないということになります。

以上です。

○森島委員

承知しました。

○渡邊会長

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○渡邊会長

それでは、続きまして、報告事項（３）の説明をお願いいたします。

○事務局（黒瀬都市計画課長）

では、報告事項（３）といたしまして、「県下全域における土砂災害特別警戒区域の逆線引き」について、御報告をいたします。

この取組は広島県が中心となって進めているもので、７月３０日に開催された県の都市計画審議会においても報告されております。

まず、逆線引きとは何かについて御説明いたします。

逆線引きとは、市街化区域の一部を市街化調整区域の方へ変更することです。市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及びおおむね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域のことです。市街化区域と市街化調整区域を定めることを線引きといいます。昭和３０年代後半からの高度成長やモータリゼーションの進展により、市街地の無秩序な拡大が全国共通の課題として深刻化していたため、昭和４３年に制定された都市計画法において、この線引き制度が導入されております。

それでは、取組の内容について、御説明いたします。

広島県や本市においては、これまで度重なる豪雨災害による甚大な被害が発生しております。また、人口減少社会となり、これまで以上に市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、公共交通にアクセスしやすい場所に居住機能や医療などの生活サービス機能を集積させる集約型都市構造への転換も求められています。

こうしたことを踏まえ、広島県が中心となって、各市町と連携し、県下全域の市街化区域内におけるレッド区域と呼ばれる土砂災害特別警戒区域について、段階的な逆

線引きを実施していこうとする取組です。

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害によって建物が破壊され、人命に大きな被害が生じる恐れがある区域として指定されるものです。土砂災害には、大雨によって多量の岩石や土砂などが水とともに、山腹や溪流を流下する土石流、斜面の一部あるいは全体が滑り落ちる地滑り、がけが崩れ落ちる急傾斜地の崩壊といったものがあり、それぞれ赤色の区域が土砂災害特別警戒区域で、黄色の区域が土砂災害の恐れがある警戒区域となります。これらは、平成11年6月29日に広島県で発生した豪雨災害が契機となって制定された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて指定されているものです。

現在、広島県におきましては、土砂災害特別警戒区域と警戒区域の指定が完了しており、全国で最多の箇所数となっております。

広島県は、全域の約70%が山地で占められており、ご覧になると分かりますとおり、多くの地域でいわゆるレッドと呼ばれる地域が指定されております。

我々といたしましては、このような災害リスクの高い区域について、逆線引きを進めていきたいと考えているところです。

上位計画における位置付けについて御説明します。

広島県の上位計画である広島県都市計画制度運用方針や、広島県都市計画区域マスタープランでは、県内の市街化区域の区域内の土砂災害特別警戒区域など、災害リスクの高い区域については、県内市町と連携しながら逆線引きを進めていく旨が明記されております。また、本市の都市計画マスタープランにおいても、同様のことを明記しております。

取組の方針について御説明いたします。

まず、目指す姿についてです。50年後の目指す姿といたしまして、災害リスクの高い区域に居住する人がおおむねいなくなっているといった状態を目指します。

これに向けて、取組を着実に進め、おおむね20年後に市街化区域内の土砂災害特別警戒区域において、逆線引きがおおむね完了し、それ以降は災害リスクの高い区域

において、新規居住者がほばいない状態とするものです。

取組の進め方について御説明いたします。

逆線引きが行われた土地は、市街化調整区域となり、原則、開発や建築が制限されるため、個人の財産権に影響を及ぼすこととなります。このことを踏まえ、土地利用の危険性や規制の必要性に関して、住民の方々などに丁寧に説明しながら、段階的に逆線引きを進めていくこととしています。

その第一段階として、市街化区域の縁辺部で住宅・店舗・工場などの建物が無い土地を対象とした逆線引きを実施したいと考えております。その後、第二段階として、住宅など建物が立地している土地についても進めていきたいと考えております。

第一段階で対象とする候補地のイメージを御説明します。

黒色の線の右側部分が市街化区域で、左側部分が市街化調整区域、赤色の線で囲まれた範囲が土砂災害特別警戒区域で、黄色の線で囲まれた範囲が警戒区域となっております。土砂災害特別警戒区域や警戒区域でない土地を含めず、緑色のハッチで示すように、土砂災害特別警戒区域と市街化区域が重複した部分のみを市街化調整区域に編入したいと考えております。

県において行われた候補地の抽出について御説明いたします。

市街化区域と市街化調整区域を定めている広島市を含む県内13の市町において、ご覧のような作業イメージで、市街化区域縁辺部の土砂災害特別警戒区域を抽出されております。その結果、県内13市町における市街化区域内の土砂災害特別警戒区域は約1万箇所、そのうち、市街化区域縁辺部のものが約5,000箇所抽出されました。そして、第一段階で対象となる候補地として、約800箇所が抽出されており、そのうち、広島市分は350箇所となります。この約350箇所について、今後、本市で精査をした後、取り組んでいきたいと考えております。

最後に、スケジュールについて御説明いたします。

昨年度から、県と市町の担当で勉強会を開催しながら、取組方針の検討をするとともに、県による候補地の抽出などを行ってきたところです。今年度におきましては、

各市町における選定作業などを進め、今後、取組について広く知っていただくための広報活動や、取組に御理解をいただく調整を行っていくこととしております。その後、素案を作成し、都市計画の手続を経て、令和6年度中の告示を目指すこととしております。

以上で県下全域における土砂災害特別警戒区域の逆線引きについて報告を終わります。

○渡邊会長

それでは、ただ今の報告事項（３）につきまして、御質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（４）の説明をお願いいたします。

どうぞ。

○事務局（向井西風新都整備担当課長）

それでは、報告事項（４）の「「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013」の一部見直しについて」、着席にて御説明をさせていただきます。

お手元の資料2の方をご覧ください。

一部見直しの前に、まず、「推進計画2013」について説明します。

「推進計画2013」は、広島市の都市計画に関する基本的な方針である「広島市都市計画マスタープラン」の関連計画の一つであり、平成23年12月に策定した「世界に誇れる『まち』の実現に向けて一市政推進に当たっての基本コンセプト」を踏まえながら、西風新都の都市づくりの全体計画として、幹線道路の整備やまちづくりの促進などの都市づくりの基本的な方向性や具体的な進め方を示したものでございます。

それでは、概要について説明をさせていただきます。

西風新都では、「推進計画2013」に基づき、地域住民が主体となってまちづくりを進める計画誘導地区において、コンサルタントの派遣や地区計画制度に関する勉強会の開催など、様々な支援を行い、その促進を図っています。

計画誘導地区の概要については、右のページの方の黄色い部分となります。

これまで、石内下沖地区や伴中央平木地区など、5地区において、まちづくり計画に基づいた地区計画を都市計画に定めており、地区特性に沿ったまちづくりが進められています。こうした中、特に、近年、物流施設の需要が全国的に高まり、国においては、産業と経済の成長を加速させるため、高速道路インターチェンジ周辺など、交通利便性が高い地区への物流施設の立地誘導を推進しています。西風新都においても流通系企業からの事業用地に関する問い合わせが増加しているところです。

昨今の物流施設では、低公害車の導入や壁面の緑化などによって、周辺環境に配慮しつつ、食堂、託児所などの従業員の福利厚生施設を地域住民へ開放したり、また、災害時にはオープンスペースを避難場所として提供したりするなど、地域との共存を図っているまちづくりの事例が見受けられ、西風新都においても、このようなまちづくりを望む地区から、その対応の要望を受けるようになりました。

このような状況を踏まえ、まちづくりへの貢献や、居住環境への配慮などを前提とし、計画誘導地区には、当初想定していなかった工業・流通系の土地利用が可能となるよう、令和2年12月、「推進計画2013」の一部見直しを行ったものです。

次に、見直し内容について御説明します。

計画誘導地区において、工業・流通系の土地利用を検討できるよう、高速道路・インターチェンジ周辺など、交通利便性の高い地区にあっては、周辺環境の保全に配慮しつつ、工業・流通施設等の立地も検討するという方針を新たに追加しました。

追加後の土地利用方針は左下の囲いのところにあります「推進計画2013」に定める土地利用方針（見直し後）のとおりで、（ウ）の部分をこの度追加しております。

説明は以上です。

○渡邊会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○渡邊会長

それでは、報告事項に関しましては、これで終わりにしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○渡邊会長

ありがとうございます。

さらに、御質問等がある場合には、個別に事務局の都市計画課の方にお問い合わせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

予定された案件は終了いたしました。事務局から何かありますでしょうか。

お願いします。

○事務局（黒瀬都市計画課長）

本日は大変お足元が悪い中、御出席いただき、また、熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。

次回の第64回広島市都市計画審議会は本年11月15日の月曜日に開催する予定としておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○渡邊会長

それでは、以上で本日の審議会を終了いたします。本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。